

厚木市市民葬儀実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民葬儀の料金及びその内容について必要な事項を定めることにより、故人の尊厳を保ちつつ、市民等が定められた料金で安心して葬儀を行えることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民葬儀 市民等が市と協定を締結する取扱業者により、この要綱に定める料金及び内容に基づき行う葬儀をいう。
- (2) 取扱業者 市民葬儀の目的に賛同し、市民葬儀取扱業者として市と協定を締結した者をいう。
- (3) 利用者 住所が市内にある者又は住所が市内にある者が死亡したことによりその者のために葬儀を行う者で、市民葬儀の目的に賛同し、この要綱によって葬儀を行うものをいう。

(市民葬儀の料金及びその内容)

第3条 市民葬儀の料金及びその内容については、別表に定めるところによる。

(取扱式場)

第4条 取扱式場は、厚木市斎場、愛川聖苑、民営式場のうち、取扱業者が協定書に記載した式場とする。

(市民葬儀の実施方法)

第5条 利用者は、取扱業者に利用の申込みを行うものとする。この場合において、取扱業者は、利用者に対し、市民葬儀の料金及びその内容について説明しなければならない。

- 2 前項の規定による申込みを受けた取扱業者は、誠実に葬儀を行わなければならない。
- 3 利用者は、別表に定める料金を取扱業者に支払わなければならない。ただし、利用者が別表に定めるもの以外のサービスを希望する場合における当該サービスに係る料金は、利用者と取扱業者が協議して定める。

(協定の締結等)

第6条 市民葬儀の実施に関する協定を締結しようとする者は、関係書類を添えて、市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項に規定する協定を締結しようとする者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、協定を締結するものとする。
 - (1) 市内に本店又は支店（営業所等を含む。）を有し、市内において1年以上の営業実績があること。
 - (2) 3年以上の葬儀取扱実績があること。
 - (3) この要綱に定める葬儀内容を行えること。
 - (4) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
 - (5) 厚木市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。

(協定期間)

第7条 協定の期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、期間満了日の1箇月前までに当事者のいずれか一方から更新拒否又は変更の申出がないとき

は、協定の期間を1年間延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協定の解除)

第8条 市長は、取扱業者がこの要綱に定めた事項に違反したとき、又は虚偽の報告をしたときは、取扱業者との協定を解除することができる。

2 取扱業者は、市民葬儀を実施することができなくなったときは、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、市長は取扱業者との協定を解除するものとする。

(市への報告義務)

第9条 取扱業者は、市民葬儀の実施状況を定期的に市長へ報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に関し疑義が生じたときは、市長と取扱業者が誠意を持って協議し決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

1 基本料金 (消費税を含む。)

種 類		白木祭壇 (4段飾り)	生花祭壇 (2段飾り)
料 金		398,000 円	468,000 円
内 訳	企画・運営費	一式	
	棺	桐棺 (桐八分、6.25 尺以内)	
	納骨器	一式 (白7寸)	
	遺影写真 (カラー・四つ切)	引伸・額・リボン付	
	ドライアイス	1 回分 10 kg	
	記録帳ほか一式	必要分	
	線香・ローソク・焼香道具	必要分	
	通夜及び告別式の司会進行	各 1 人	
	寝台車	病院から自宅 (市内) まで (10 km超は別料金) 自宅 (市内) から厚木市斎場まで	

2 追加料金 (消費税を含む。)

種 類	単位	白木祭壇・生花祭壇共通
位はい	1 式	4,400 円
礼状 (塩付)	10 枚	880 円
生花・盛籠	1 基	16,500 円
写真着せ替え	1 式	3,300 円
ドライアイス追加	10 kg	8,800 円